

登録免許税の課税について

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 10 号）により、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）の一部が改正され、平成 18 年 4 月 1 日より「一般労働者派遣事業の許可」及び「有料職業紹介事業の許可」に対して登録免許税が課税されることとなりました。

1 納税義務者（登録免許税法第 4 条第 1 項）

許可を受ける者は、登録免許税を納めなければなりません。

許可の更新の際には、登録免許税は課されません。

2 納税額（登録免許税法別表第 1 第 81 号）

許可一件あたり 9 万円が課されます。

3 納付方法（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 34 条）

許可申請者が国税の収納機関である、日本銀行、日本銀行歳入代理店（銀行、郵便局等）、各都道府県労働局の所在地を管轄する税務署（福岡労働局の場合は博多税務署）に登録免許税の相当額を現金で納付してください。

4 許可申請

上記 3 において納付した、登録免許税に係る領収証書を提出していただきます。

なお、許可申請が却下された場合及び申請の取り下げがあった場合は、税務署において還付されます。

福岡労働局職業安定部
需給調整事業課